

## 虐待や貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援事業 業務委託事業者選定に係る審査基準

審査対象事項

審査項目	審査基準	配点 ①×② (点)	基本点数 ① (点)	評価係数 ②																		
1 業務体制、過去の実績 (配点 10点)	①配置人員の実務経歴や資格を踏まえ、業務を適切に遂行できる体制となっているか。	5	5	1.0																		
	②過去3年間の業務実績が本事業の遂行にあたり充分か。	5	5	1.0																		
2 生活援助物資の確保及び支援対象者の把握等 (配点 35点)	①生活援助物資の調達方針が明確であり、十分な支援物資を調達できる計画となっているか。	10	5	2.0																		
	②配布対象者の考え方が明確で、対象者への周知方法についての的確な計画となっているか。また、困難に直面する若者等を適切に把握する計画となっているか。	15	5	3.0																		
	③生活支援物資の保管・配布方法や配布スケジュールが適切な計画かどうか。	10	5	2.0																		
3 相談支援業務 (配点 40点)	①相談窓口へ学生等を誘導するための工夫がなされた計画となっているか。	10	5	2.0																		
	②相談体制の構築を含め、効果的な相談支援の実施の計画が立てられているか。	10	5	2.0																		
	③市町村、ハローワーク、地域若者サポートステーション等の支援機関との連携が適切に行える計画となっているか。	10	5	2.0																		
	④親や家庭から孤立状態にある若者等が、地域や人との必要なつながりが得られるような計画となっているか。	10	5	2.0																		
4 個人情報保護等情報管理体制 (配点 5点)	①個人情報等の管理上の効果的な対策(運用上の仕組みやルール作り)について記述されているか。 ②個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策(計画)について記述されているか。	5	5	1.0																		
5 経費 (配点 10点)	①委託上限額以下の有効な見積額を評価の対象とする。 ②見積額による評価点は、下の表に定めるとおりとする。  <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">見積額</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,539,994 円を超え</td> <td>8,714,280 円以下</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>8,365,709 円を超え</td> <td>8,539,994 円以下</td> <td>7点</td> </tr> <tr> <td>8,191,423 円を超え</td> <td>8,365,709 円以下</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>8,017,138 円を超え</td> <td>8,191,423 円以下</td> <td>9点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8,017,138 円以下</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	見積額		評価点	8,539,994 円を超え	8,714,280 円以下	6点	8,365,709 円を超え	8,539,994 円以下	7点	8,191,423 円を超え	8,365,709 円以下	8点	8,017,138 円を超え	8,191,423 円以下	9点		8,017,138 円以下	10点	10	/	/
見積額		評価点																				
8,539,994 円を超え	8,714,280 円以下	6点																				
8,365,709 円を超え	8,539,994 円以下	7点																				
8,191,423 円を超え	8,365,709 円以下	8点																				
8,017,138 円を超え	8,191,423 円以下	9点																				
	8,017,138 円以下	10点																				
合 計		100																				

- ・採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。
- ・提案者が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、受託候補事業者として選定する。ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一つ以上ある提案者は、受託候補事業者として選定しない。
- ・提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託候補事業者として選定することとする。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の6割未満の項目が一つ以上ある場合は、受託候補事業者として選定しない。

審査(評価)	配 点
極めて高い (極めて良好)	5
高い (良好)	4
中位 (普通)	3
やや低い (やや不十分)	2
低い (不十分)	1